

イ 燃料の確保

調査の結果	説明図表番号
<p>(東日本大震災の教訓)</p> <p>防災基本計画（平成 20 年 2 月）において、緊急輸送を行う関係機関及び資源エネルギー庁は、緊急輸送のための燃料の確保に当たって、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図ることとされていた。</p> <p>防災対策推進検討会議資料では、東日本大震災時の燃料確保の教訓として、製油所の操業停止及び太平洋岸の貯蔵施設の破損により、燃料供給が途絶したため、交通インフラが復旧しても物資等を運ぶトラックの燃料が不足し、人・モノを運べない状況となったことから、石油・石油ガス供給に係る施設の災害対応能力を強化するとともに、事業者間において、災害時の共同計画をあらかじめ策定する等、災害時における石油・石油ガス等の供給体制を整備することが必要であるとされている。また、国、地方公共団体、事業者等との間で、あらかじめ給油口の規格等給油の際に必要な情報を共有しておくことや、救援のための人員・物資の輸送について、燃料の優先的割当てに留意することが必要であるとされている。</p> <p>また、防災対策推進検討会議最終報告では、i) 市町村は、水・食料はもちろん生活必需品や燃料についても備蓄の必要量を見積もり、官民各主体間の分担を定め、民間事業者との協定の締結等も合わせて、計画的に備蓄を推進すべきである、ii) 石油・石油製品の安定供給について、災害時の石油・石油ガスの供給に関する体制の構築、石油製品の国家備蓄の増強及び出荷機能の強化を図るべきであるとされている。</p>	<p>図表 2-(4)-イ-①</p> <p>図表 2-(4)-イ-②</p> <p>図表 2-(4)-イ-③</p>
<p>(東日本大震災を踏まえた国の取組)</p> <p>① 災害時における石油・石油ガス等の供給体制の整備については、平成 23 年 12 月の防災基本計画の修正において、資源エネルギー庁は、緊急輸送のための燃料の確保に加え、関係業界団体の協力等により、燃料の供給の確保を図ることが追加された。</p> <p>また、平成 24 年 11 月から、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和 50 年法律第 96 号）の一部改正法が施行され（注）、災害時にも備蓄石油を放出できるよう放出要件が追加されるとともに、石油の精製業者等に対し、災害時に当該業者等が連携して石油の安定的な供給を確保するため、全国の 10 地域ごとに「災害時石油供給連携計画」の作成を義務付けること等が新設された。</p> <p>一方、地方公共団体に関しては、従来、防災基本計画において、食料その他の物資について備蓄・調達体制を整備しておくこととされていたが、平成 24 年 9 月の防災基本計画の修正において、飲料水、生活必需品及び燃料が追加された。</p> <p>また、平成 24 年 11 月、消防庁防災業務計画の修正において、地域防災計画の作成の基準として、従来、物資、資機材等を確保するため物資の種類・数量等を定めることとされていたが、その対象に燃料が追加された。</p> <p>（注）災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 76 号）による改正をいう。以下、当該改正を「石油備蓄法の改正」という。</p>	<p>図表 2-(4)-イ-①（再掲）</p> <p>図表 2-(4)-イ-④～⑧</p> <p>図表 2-(4)-イ-①（再掲）</p>

<p>② 国、地方公共団体、事業者等との間における情報の共有については、平成24年6月の経済産業省防災業務計画の修正において、資源エネルギー庁は、地方公共団体の定める重要施設に関し、タンクの容量や給油口の規格など、燃料の迅速な供給に必要な情報を地方公共団体と石油・LPガス会社との間で共有させることが新たに追加された。また、同修正において、地域防災計画の作成の基準となるべき事項として、災害時には燃料の供給に必要な情報が迅速に集まらないことを想定し、地方公共団体において、重要施設に関し、タンクの容量や給油口の規格など、燃料の供給に必要な情報を石油・LPガス会社との間であらかじめ共有するなど、燃料が円滑に供給されるよう適切な措置を講ずることが追加された。</p> <p>このうち石油については、東日本大震災時の対応の経験を踏まえ、石油連盟が、国からの緊急要請に対して、より迅速かつ円滑な対応ができるよう、全国の都道府県と覚書を締結し、災害拠点病院や防災拠点等の重要施設への燃料供給に必要な情報を共有する取組を実施している。当該取組は、各都道府県において、災害時等緊急時に石油燃料が必要な重要施設をリストアップし、当該施設への給油に必要な情報を調査・取りまとめの上、データベース化し、石油連盟と共有するものであり、平成25年11月末までに18件の覚書が締結されている。</p>	<p>図表2-(4)-イ-①(再掲)</p> <p>図表2-(4)-イ-⑨</p>
<p>③ 燃料の優先的割当てについては、平成24年9月の防災基本計画の修正において、国及び地方公共団体は、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進することが追加された。</p> <p>今回、東日本大震災時に特に燃料不足が発生した石油について、平成25年3月末現在の地方公共団体における燃料の確保対策の実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。</p>	<p>図表2-(4)-イ-①(再掲)</p>
<p>(7) 燃料の供給に関する協定の締結状況</p> <p>実地調査した29都道府県及び168市町における燃料の備蓄や災害時の調達に関する考え方・方針をみると、東日本大震災時、全国的な燃料不足が発生したことから、災害時の燃料の確保のため、新たに地方公共団体自ら燃料の備蓄を開始したとするものもある。しかし、燃料は危険物であり、大量に保管する場合、有資格者による取扱いが必要であることや、他の物資に比べ長期間の保管ができないことなどから、地方公共団体による備蓄は困難である等備蓄に対して消極的な意見があり、災害時の燃料の確保は、平常時と同様、給油所等からの調達を基本に考えられている。</p> <p>調査した44都道府県のうち36都道府県(81.8%)では、給油所等からの調達を優先的に行うため、石油販売事業者と災害時の燃料の供給に関する協定を締結している。</p> <p>実地調査した29都道府県及び168市町における当該協定の締結状況をみると、i) 締結済みのものが26都道府県(89.7%)及び93市町(55.4%)、ii) 締結について事業者と協議中や今後締結予定としているものが2都道府県(6.9%)及び11市町(6.5%)、iii) 具体的な締結予定なしとしているものが1都道府県(3.4%)及び64市町(38.1%)となっている。また、締結済みの26都道府県及び93市町における協定の締結時期をみると、都道府県では、26都道府県中19都道府県(73.1%)が東日</p>	<p>図表2-(4)-イ-⑩、⑪</p> <p>図表2-(4)-イ-⑫</p>

<p>本大震災前に締結しているが、市町では、東日本大震災前の締結は93市町中31市町(33.3%)であり、東日本大震災後に倍増している。</p> <p>具体的な締結予定なしとしている1都道府県及び64市町では、その理由について、i) 事業者と協定締結について協議したが、石油燃料を輸送するタンクローリーがない等事業者側の問題のため、ii) 市町村単位で協定を締結しなくとも、都道府県が締結した協定により、市町村も優先的に給油を受けられる等都道府県の協定で対応可能であるため、iii) 協定締結先事業者自身が被災する可能性があることや、協定を締結していても、給油所等に燃料がなければ確保できない等協定の実効性に疑義があるため、iv) 災害時にあっても、平常時の取引がある事業者に燃料の供給を依頼するだけであり、協定締結の必要性を感じていないためなどとしている。</p>	<p>図表2-(4)-イ-⑬</p>
<p>(イ) 燃料の供給に関する訓練等の実施状況</p> <p>実地調査した29都道府県及び168市町における災害時の燃料の供給に関する訓練の実施状況をみると、実施しているものは、平成22年度で4都道府県(13.8%)及び8市町(4.8%)であったものが、24年度では6都道府県(20.7%)及び15市町(8.9%)となっている。また、このうち、石油販売事業者等が参加した訓練を実施しているものは、平成22年度で3都道府県(10.3%)及び4市町(2.4%)、また、24年度で4都道府県(13.8%)及び7市町(4.2%)となっている。</p>	<p>図表2-(4)-イ-⑭</p>
<p>燃料の供給に関する訓練を実施していない地方公共団体では、その理由について、i) 石油販売事業者等と協定を締結したばかりであり、燃料確保方策について検討中である等災害時の燃料の調達に係る枠組みが未確立であるため、ii) 住民参加の避難訓練や災害対策本部の設置等他の訓練を優先しているため、iii) 災害時の給油は、平常時と同様の業務であり、訓練による練度の向上を図る必要がない等訓練が必要と考えていないためなどとしている。</p>	<p>図表2-(4)-イ-⑮</p>
<p>一方、訓練を実施している地方公共団体の中には、訓練の実施を検討する過程において、締結した協定内容の実施のためには、体制や手順等の整備が必要であることを把握している例がみられた。</p>	<p>図表2-(4)-イ-⑯</p>
<p>(ウ) 災害時の燃料の確保に関する課題</p> <p>実地調査した29都道府県及び168市町における災害時の燃料の確保に関する課題等をみると、i) 協定等を締結していても、確実に燃料が供給される保証がない、ii) 協定締結先事業者も被災する可能性がある、iii) 大規模広域災害時、給油所に燃料が供給されない場合は、市町村としてとるべき対応方策がないなどとなっている。これらの課題を挙げる地方公共団体からは、国に対し、i) 大規模広域災害時には、地方公共団体では対応できないため、国等において燃料の供給を行うべきである、ii) 被災地が確実、円滑に燃料を確保できる体制を構築してほしいなどの意見・要望が聴かれた。</p>	<p>図表2-(4)-イ-⑰</p>
<p>また、国による燃料の調達、供給に関する体制について、石油備蓄法の改正により、災害時石油供給連携計画に基づく燃料供給の枠組みが作られたが、i) 被災地のどこ</p>	<p>図表2-(4)-イ-⑱</p>

<p>に、どのような方法やルートで供給されるのかなど供給の手順や供給・輸送方法等が不明である、ii) 地方公共団体が対応すべき事項等が不明なことから、国の考えに対応した体制の整備やタンクローリーの確保など地方公共団体としての備えの検討ができないとするものもみられ、これらの地方公共団体では、国に対し、国による燃料の調達、供給の枠組みを明示してほしいとしている。</p> <p>さらに、燃料の確保対策について、災害時の燃料の確保は市町村だけで対応できるものではなく、大規模広域災害に備え、国、都道府県、市町村及び事業者の役割分担を明確にした上で、一体となった対策・体制の構築が必要であるとするなど、地方公共団体の役割分担の明確化を求める意見・要望も聴かれた。</p> <p>経済産業省は、災害時石油供給連携計画の実効性をいかに確保していくかが今後の課題とし、現在、石油連盟と都道府県との間の災害時の重要施設のタンク容量や給油口の規格などの情報共有の覚書の締結の推進を図るとともに、当該計画に基づき、関係府省や石油業界、地方公共団体が参加した訓練の実施や、災害時におけるタンクローリーの確保等の検討を進めている。また、内閣府とともに、災害時における都道府県からの供給要請内容の情報システムを活用した共有方法等についての検討を行っている。しかし、これらの取組を進めている段階であることもあり、地方公共団体に対し、災害時石油供給連携計画の枠組みを踏まえ、関係者の役割分担や地方公共団体において取り組むべき事項等を示すには至っていない。</p> <p>一方、実地調査した 29 都道府県及び 168 市町の中には、燃料供給が途絶した場合を想定し、災害応急活動に必要となる量を試算しているものや、災害時の需要量と供給量を試算し、その結果を踏まえ対策を検討しているものなど、地方公共団体において、独自の取組を進めている例がある。また、東日本大震災時、災害応急対策に使用する車両の給油を優先したことにより、給油所において、給油を待つ一般車両との間でのトラブルを経験したこと等から、石油販売事業者と優先給油の具体的な手順・方策やトラブル防止策を検討している例などもみられた。</p>	<p>図表 2-(4)-イ- ⑱ 図表 2-(4)-イ- ⑳</p>
--	--

図表 2 - (4) - イ - ① 防災基本計画等における燃料の確保に関する規定

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
防災基本計画	<p>第 1 章 災害予防 第 2 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え (平成 24 年 9 月新設)</p> <p>2 災害応急体制の整備関係</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制 ○ 国及び地方公共団体等は、食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。</p> <p>(4) 防災中枢機能等の確保、充実 ○ 国、公共機関及び地方公共団体は、<u>それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄及び調達体制を整備しておくことにも配慮する。</u></p> <p>4 緊急輸送活動関係 (平成 24 年 9 月新設)</p>	<p>第 1 章 災害予防 第 5 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>○ 国、地方公共団体等は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。</p> <p>2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>(5) 防災関係機関相互の連携体制 ○ 国及び地方公共団体等は、食料、<u>飲料水</u>、生活必需品、医薬品、血液製剤、<u>燃料</u>及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。 (平成 23 年 12 月及び 24 年 9 月修正)</p> <p>(8) 防災中枢機能等の確保、充実 ○ 国、公共機関、<u>地方公共団体及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図るものとする。</u> (平成 23 年 12 月及び 24 年 9 月修正)</p> <p>4 緊急輸送活動関係 ○ 国及び地方公共団体は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。</p>

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	<p data-bbox="327 235 845 302">6 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動関係</p> <p data-bbox="327 313 845 504">○ 地方公共団体は、大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。(以下、略)</p> <p data-bbox="327 705 845 862">○ 国〔農林水産省、厚生労働省、経済産業省、総務省〕は、食料、水及び医薬品等生活必需品並びに通信機器等の物資の備蓄又は調達体制の整備を行うものとする。</p> <p data-bbox="327 1064 590 1108">第2章 災害応急対策</p> <p data-bbox="327 1108 845 1377">○ 地震発生後の防災関係機関の動きとしては、まず被害規模等の情報の収集連絡があり、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進めることとなる。さらに、避難対策、必要な生活支援（食料、水等の供給）を行う。(以下、略)</p> <p data-bbox="327 1668 598 1713">(平成 23 年 12 月新設)</p>	<p data-bbox="893 235 1412 280">6 物資の調達、供給活動関係</p> <p data-bbox="893 313 1428 660">○ 地方公共団体は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、<u>孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料</u>その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら<u>必要な物資</u>の供給のための計画を定めておくものとする。(以下、略) (平成 23 年 12 月及び 24 年 9 月修正)</p> <p data-bbox="893 705 1428 985">○ 国〔農林水産省、厚生労働省、経済産業省、総務省〕は、食料、水、<u>医薬品及び燃料</u>等生活必需品並びに通信機器等の物資の備蓄又は調達体制の整備を行うものとする。<u>また、国〔経済産業省〕は、関係事業者による物資の調達・輸送に係る情報共有の取組みを促すものとする。</u> (平成 23 年 12 月修正)</p> <p data-bbox="893 1064 1157 1108">第2章 災害応急対策</p> <p data-bbox="893 1108 1428 1579">○ 地震発生後の防災関係機関の動きとしては、まず被害規模等の情報の収集連絡があり、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進めることとなる。<u>特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。</u>さらに、避難対策、必要な生活支援（食料、<u>飲料水、燃料</u>等の供給）を行う。(以下、略) (平成 23 年 12 月及び 24 年 9 月修正)</p> <p data-bbox="893 1668 1428 2060">○ 海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験した<u>ことのない</u>ような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市町村等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行う必要が</p>

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	<p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>4 燃料の確保</p> <p>○ 緊急輸送を行う関係機関及び資源エネルギー庁は、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。</p> <p>第6節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動</p> <p>○ 被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、<u>以下の方針の通り</u>活動する。(以下、略)</p> <p>(3) <u>物資関係省庁の活動</u> (平成23年12月新設)</p>	<p>ある。(平成24年9月修正)</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>4 <u>緊急輸送のための燃料の確保</u> (同左)</p> <p>第6節 <u>物資の調達、供給活動</u></p> <p>○ 被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、<u>燃料</u>、毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、<u>その備蓄する物資・資機材の供給に関し、相互に協力するよう努めるとともに、以下に掲げる方針のとおり</u>活動する。(以下、略) (平成23年12月及び24年9月修正)</p> <p>(3) <u>国による物資の調達、供給</u></p> <p>○ 資源エネルギー庁は、必要に応じ、又は非常本部等、関係省庁若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、燃料について、関係業界団体の協力等により、その供給の確保を図るものとする。<u>また、地方公共団体は、円滑な燃料の供給の実施のため、住民への情報提供等の協力に努めるものとする。</u>(平成24年9月修正)</p>
<p>経済産業省防災業務計画</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第2章 計画の構成等</p> <p>第3節 防災業務マニュアル</p> <p>○ (前略)</p> <p>防災業務マニュアルは、災害時において経済産業省の果たすべきライフラインの復旧、産業保安(危険物等(所掌に係る物資及びその生産、輸送、販売、貯蔵等に必要施設のうち、その取扱いに危険を伴うものをいう。以下同じ。))の安全確保をいう。以下同じ。)対策の実施、防災関係物資(災害応急対策又は災害復旧に必要な物資をいう。以下同じ。)の円滑な供給、被災事業者対策等の円滑な実施及び原子力災害対策の円滑な実施を図るための実践的活動要領を記載する。(以下、略)</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第2章 計画の構成等</p> <p>第3節 防災業務マニュアル</p> <p>○ (前略)</p> <p>防災業務マニュアルは、災害時において経済産業省の果たすべきライフラインの復旧、産業保安(危険物等(所掌に係る物資及びその生産、輸送、販売、貯蔵等に必要施設のうち、その取扱いに危険を伴うものをいう。以下同じ。))の安全確保をいう。以下同じ。)対策の実施、防災関係物資(災害応急対策又は災害復旧に必要な物資をいう。以下同じ。)<u>及び燃料</u>の円滑な供給、被災事業者対策等の円滑な実施及び原子力災害対策の円滑な実施、これらを含めた国内外における迅速な情報収集・共有・発信の徹底を図るための実践的活動要領を記載す</p>

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	<p data-bbox="319 315 619 349">第3章 防災の基本方針</p> <p data-bbox="319 356 858 427">○ 次に掲げる事項を基本方針として、その所掌に係る防災に関する事務を処理する。</p> <p data-bbox="347 434 858 629">カ 防災関係物資の供給、被災中小企業に対する再建資金の融通等の円滑化、被災者に対する相談機能の充実及び被災事業者等に対する特例措置の提供等の災害復旧対策に努めること</p> <p data-bbox="319 714 858 786">第3編 震災対策及び各種災害に共通する対策</p> <p data-bbox="319 792 536 826">第1章 災害予防</p> <p data-bbox="336 833 663 866">(平成24年6月第6節新設)</p>	<p data-bbox="919 235 1369 268">る。(以下、略) (平成24年6月修正)</p> <p data-bbox="884 315 1184 349">第3章 防災の基本方針</p> <p data-bbox="884 356 1430 427">○ 次に掲げる事項を基本方針として、その所掌に係る防災に関する事務を処理する。</p> <p data-bbox="912 434 1430 629">カ 防災関係物資及び燃料の供給、被災中小企業に対する再建資金の融通等の円滑化、被災者に対する相談機能の充実及び被災事業者等に対する特例措置の提供等の災害復旧対策に努めること</p> <p data-bbox="1158 636 1410 669">(平成24年6月修正)</p> <p data-bbox="884 714 1430 786">第3編 震災対策及び各種災害に共通する対策</p> <p data-bbox="884 792 1101 826">第1章 災害予防</p> <p data-bbox="884 833 1291 866">第6節 燃料の供給体制の整備等</p> <p data-bbox="884 873 1208 907">1 燃料の供給体制の整備</p> <p data-bbox="912 913 1430 1028">○ ガソリン、灯油、軽油、LPガス等の燃料について、災害が発生した際の供給体制を整備する。</p> <p data-bbox="912 1034 1430 1464">○ 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号。以下、「石油備蓄法」という。)第13条又は第14条に基づき、災害時に、被災地への燃料の供給を石油・LPガス元売会社等が一致協力して行うことができるよう、石油・LPガス元売会社等に対し、共同で、地域ごとに、以下の事項について定めた災害時対応に係る計画を予め作成させる。また、同法第15条に基づき、同計画について公正取引委員会と事前調整を行う。</p> <p data-bbox="941 1471 1430 1543">ア 石油・LPガス元売会社等のオペレーションルーム等の設置</p> <p data-bbox="941 1550 1430 1664">イ 製油所や油槽所及びLPガス基地の在庫量や設備の被災状況等の情報共有</p> <p data-bbox="941 1671 1430 1742">ウ 製油所や油槽所及びLPガス基地の設備の共同利用等</p> <p data-bbox="912 1749 1430 1984">○ 災害時に燃料を円滑に供給できるよう、各地域の燃料供給の拠点となる製油所や油槽所、ガソリンスタンド、LPガス基地、充填所等について、停電に備えた非常用電源の設置や出荷設備の増強等の災害対応力の強化を図る。</p> <p data-bbox="912 1991 1430 2063">○ 災害時に燃料を被災者に確実に供給する必要性に鑑み、ガソリン、灯油、軽油</p>

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	<p>第2章 災害応急・復旧対策 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を防禦し、又は災害による被害の拡大を防止するため、次に掲げる事項に重点を置いて災害応急・復旧対策を実施するものとする。 (平成24年6月「カ」追加) (平成24年6月第6節新設)</p>	<p>等の燃料の国家備蓄を増強するとともに、石油ガスの国家備蓄体制の整備に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 迅速な初動対応を確保するため、製油所、油槽所、LPガス基地、充填所等のタンクの容量や在庫量、タンクローリー数など、災害時の燃料供給に必要な情報を、平時より石油・LPガス会社から取得する。 ○ 災害が発生した場合に燃料の円滑な供給を行い得るよう、平時から燃料の需給及び価格の動向把握に努める。 <p>2 燃料に係る連絡体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ 地方自治体の定める重要施設に関し、タンクの容量や給油口の規格など、燃料の迅速な供給に必要な情報を地方自治体と石油・LPガス会社との間で共有させる。 ○ 一定要件に該当する営業所(以下、「SS」という。)を災害時における給油の拠点とするため、当該SSを有する石油販売業者に対し、当該SSの給油に係る設備の状況について届出を義務づける。 ○ 地域における情報収集拠点としての石油組合を明確に位置づける。 <p>第2章 災害応急・復旧対策 (同左)</p> <p>カ 燃料の適正な価格による円滑な供給を確保すること</p> <p>第6節 燃料の適正な価格による円滑な供給の確保</p> <p>1 燃料についての情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 燃料の需給及び価格の動向について、必要な情報収集に努める。 <p>2 円滑な供給の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時において、燃料が被災地において不足している場合には、政府の現地対策本部又は緊急災害対策本部等からの要請に基づき、関係事業者又は事業者団体に協力を要請し、その供給を確保する。

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	<p>第5節 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援</p> <p>2 事業者等の業務の正常な運営の確保</p> <p>(1) 事業用資材又は製品の緊急輸送等</p> <p>○ 本省又は経済産業局は、被災地域における事業の再開又は継続に必要な原材料及び燃料等の被災地域への搬入又は製品等の滞貨の被災地域からの搬出を円滑に行わしめるため、必要があると認める場合には、国土交通省又は運送事業者に対し、貨車、トラック等の緊急配車その他の輸送手段の確保を要請するとともに、都道府県知事、公安委員会に対し、緊急通行車両確認証明書の交付を要請する等必要な措置を講じる。</p> <p>第6編 地域防災計画の作成の基準となるべき事項 (平成24年6月第5章新設)</p>	<p>○ 被災地への燃料の円滑な供給を確保する観点から、必要に応じ、速やかに石油及びLPGガスの備蓄（国家備蓄または民間備蓄）を放出する。</p> <p>○ 以下の事項を定めた石油備蓄法第13条又は第14条に基づく災害時対応に係る計画の実施を、同法第33条第1項に基づき勧告する。また、計画の実施のため必要な場合には、同法第35条第1項に基づき、関係行政機関に対し、燃料の輸送などの協力を要請する。</p> <p>ア 石油元売各社共同のオペレーションルームの設置</p> <p>イ 製油所や油槽所及びLPGガス基地の在庫量や設備の被災状況等の情報共有</p> <p>ウ 製油所や油槽所及びLPGガス基地の設備の共同利用等</p> <p>○ 燃料の生産・出荷設備の被災状況や被災地への燃料の出荷状況など、国民への適切な情報提供を実施する。</p> <p>○ 災害時の燃料の供給に当たっては、必要に応じ、当該燃料の生産、出荷、販売を業とするものに対し、地域における安定供給とともに、便乗値上げ等のないよう要請する。</p> <p>第7節 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援</p> <p>2 事業者等の業務の正常な運営の確保</p> <p>(1) 事業者用資材又は製品の緊急輸送等 (同左)</p> <p>第6編 地域防災計画の作成の基準となるべき事項 第5章 燃料の円滑な供給の確保に関する事項</p>

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
		<p>○ 災害時には燃料の供給に必要な情報が迅速に集まらないことを想定し、地方自治体において、重要施設に関し、タンクの容量や給油口の規格など、燃料の供給に必要な情報を石油・LPガス会社との間で予め共有するなど、燃料が円滑に供給されるよう適切な措置を講ずる。</p>
<p>消防庁防災業務計画</p>	<p>第2編 防災に関しとるべき措置（基本対策編）</p> <p>第4章 災害予防</p> <p>第6節 防災施設等の整備</p> <p>4 地方公共団体における災害に強い安全なまちづくりの推進</p> <p>(6) 防災資機材の整備</p> <p>災害時における地域住民等の初期消火（略）等の活動に必要な防災資機材の整備充実を図るとともに、防災資機材や物資の備蓄に必要な備蓄倉庫等の整備を促進する。</p> <p>第8節 災害の未然防止及び災害応急対策への備え</p> <p>8 物資等の確保</p> <p>(2) 地方公共団体における物資等の確保</p> <p>地方公共団体における備蓄倉庫の整備を促進するとともに、水、食料、生活必需品、応急対策に必要な物資・資機材等の備蓄及び調達について<u>指導及び支援</u>を行う。</p> <p>第4編 地域防災計画の作成の基準（基本対策編）</p> <p>第6章 災害予防</p> <p>第8節 災害の未然防止及び災害応急対策への備え</p> <p>7 物資等の確保</p> <p>災害時において必要となる水、食料、生活必需品及び防災対策用の資機材等を確保するため、次のような事項について定めること。</p> <p>(1) 地域において備蓄する物資、資機材等の種類と数量及びそのための備蓄倉庫の整備</p> <p>(2) 他の地方公共団体からの応援、民間との協定等により確保する物資、資機材等の種</p>	<p>第II部 消防庁における防災に関しとるべき措置</p> <p>第1編 基本対策編</p> <p>第3章 災害予防</p> <p>第6節 防災施設等の整備</p> <p>4 地方公共団体における災害に強い安全なまちづくりの推進</p> <p>(6) 防災資機材等の整備</p> <p>災害時における地域住民等の初期消火（略）等の活動に必要な防災資機材の整備充実の<u>促進</u>を図るとともに、防災資機材や物資、<u>燃料</u>の備蓄に必要な備蓄倉庫等の整備を促進する。（平成24年2月修正）</p> <p>第7節 災害の未然防止及び災害応急対策への備え</p> <p>8 物資等の確保</p> <p>(2) 地方公共団体における物資等の確保</p> <p>地方公共団体における備蓄倉庫の整備を促進するとともに、水、食料、生活必需品、応急対策に必要な物資・資機材、<u>燃料</u>等の備蓄及び調達について<u>助言</u>等を行う。</p> <p>（平成24年2月修正）</p> <p>第III部 地方公共団体における地域防災計画の作成の基準</p> <p>第1編 基本対策編</p> <p>第6章 災害予防</p> <p>第8節 災害の未然防止及び災害応急対策への備え</p> <p>7 物資等の確保</p> <p>災害時において必要となる水、食料、生活必需品及び防災対策用の資機材・<u>燃料</u>等を確保するため、次のような事項について定めること。</p> <p>(1) 地域において備蓄する物資、資機材、<u>燃料</u>等の種類と数量及びそのための備蓄倉庫の整備</p> <p>(2) 他の地方公共団体からの応援、民間との</p>

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	類、数量等	協定等により確保する物資、資機材、 <u>燃料等</u> の種類、数量等（平成24年2月修正）

- (注) 1 防災基本計画等に基づき当省が作成した。なお、防災基本計画については、「東日本大震災前」は平成20年2月に修正された同計画、「東日本大震災後」は23年12月及び24年9月に修正された同計画を基に、「地震災害対策編」の記載によった。また、経済産業省防災業務計画の「東日本大震災前」は平成22年4月に修正された同計画、「東日本大震災後」は24年6月に修正された同計画の記載によった。消防庁防災業務計画の「東日本大震災前」は平成21年3月に修正された同計画、「東日本大震災後」は24年2月及び同年11月に修正された同計画の記載によった。
- 2 下線は、東日本大震災後の修正箇所を示す。

図表2－(4)－イ－② 東日本大震災における燃料の確保に関する教訓

区 分	内 容
防災対策推進検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 製油所の操業停止及び太平洋岸の貯蔵施設の破損により、燃料供給が途絶したため、交通インフラが復旧しても物資等を運ぶトラックの燃料が不足し、人・モノを運べない状況となった。 ○ 燃料不足対策については、石油・石油ガス供給に係る施設の災害対応能力を強化するとともに、事業者間において、災害時の共同計画をあらかじめ策定する等、災害時における石油・石油ガス等の供給体制を整備することが必要である。 ○ 国、地方公共団体、事業者等との間で、あらかじめ情報を共有しておくことが必要である。 ○ 救援のための人員・物資の輸送について、燃料の優先的割当てに留意することが必要である。
岩 手 県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 津波により東北地方の太平洋沿岸に立地している製油所及び油槽所が大きな被害を受け、出荷が停止したことに加え、タンクローリーの流出、運送会社の被災による輸送手段の欠如等により、極端な燃料不足が東北地方を中心に発生した。特に、沿岸被災地域においては、多くのガソリンスタンドが被災し、降雪に見舞われた避難所の暖房用燃料、医療施設の自家発電用燃料、消防・救急等緊急車両用燃料の不足による二次災害の発生すら懸念される状況が生じた。さらに、多数の遺体の搬送及び火葬用燃料まで不足する事態となった。 ○ 災害時に対応できる燃料の確保として、①石油供給等事業者の災害時における活動体制を確立する、②県石油商業協同組合その他業界団体との連携による燃料の確保を行い、国に対し燃料の確保について要請する、③輸送経路の整備に努める、④ガソリンスタンドへの自家発電装置設置を奨励することが必要である。
宮 城 県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関において、燃料支援に関する事前計画や訓練などは十分ではなかった。停電の長期化に伴い、病院など重要施設で稼働していた非常用発電機に、燃料の補給が必要となったが、国経由でこれら施設に対して燃料補給を行う上で必要となる情報（給油口の規格など）を収集するのに時間を要した。 ○ 県庁、地方支部等の多くの部署において、燃料調達に関する要望を受けた際に、防災業務従事車両のように重要性は明らかではないものの、優先度は高いと考えられる車両（災害対策業務に従事している職員の通勤車両等）への供給の判断に苦慮する場面があった。 緊急通行車両以外の重要と考えられる車両への燃料の優先供給についての国及び県レベルでの検討が必要である。
福 島 県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 燃料輸送の途絶により、燃料供給に支障が生じた。燃料不足により、災害対応車両の活動に支障を来す懸念が生じた。 ○ 民間事業者等を交えた燃料確保に向けた体制の構築、災害時の燃料供給に係る協定締結の推進、優先供給基準の明確化を図ることが必要である。 また、地方における石油商業協同組合等との協定の実効性の保証・確保のためには、

区 分	内 容
岩 手 県 宮 古 市	<p>国と石油元売業者における災害時の燃料供給に関する協議の実施が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の燃料確保を図るため、平成 20 年 12 月、県石油商組合宮古支部と協定を締結していたが、迅速かつ必要量の確保が極めて困難であり、公用車の運行、物資の避難所への輸送等に支障を来した。被災地における燃料確保の前提として、国による石油元売り業者との協議等の対応を行うことが必要である。 ○ なお、平成 25 年 3 月 16 日、輸送されてきた燃料の保管、優先的給油等を的確かつ迅速に行うために、県石油商組合宮古支部と協定を締結した。本協定により、安全な施設における燃料取扱資格者による保管、燃料の重要施設等（病院、避難所、市庁舎、緊急通行車両、がれき撤去作業重機、港湾船舶、火葬場等）への優先給油を民間のノウハウを活用して行う予定である。さらに、今後、燃料の備蓄、備蓄燃料の給油を要する施設への輸送、緊急給油を行うガソリンスタンドへの輸送等を内容とする燃料供給に関するシステムの構築を、同組合宮古支部及び関係機関等と協議して検討する予定である。 ○ 被災地における燃料確保の前提は、国が石油元売業者と協議して燃料の供給を決定することであり、国において燃料の確保措置を講じてほしい。
岩 手 県 陸前高田市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内のガソリンスタンドが全て被災し、発災当初は、市及び自衛隊が燃料の配布を行ったが、資格のない者が取扱いを行ったため大変危険であった。 燃料は、県を通じて経済産業省からドラム缶で供給を受けたが、市の職員が車両から下ろす作業に手間取った。また、平成 23 年 3 月 27 日から市民にガソリン配布のため 20 リットル券を配布したが、具体的な配布基準がなかったため、市民から苦情が寄せられた。 ○ 国において、災害時の燃料供給体制を確保してほしい。
宮 城 県 岩 沼 市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市役所の燃料は、自衛隊から提供を受けたが、市内の燃料在庫が逼迫し、非常用電源の燃料が不足した。また、燃料の優先給油について、定期的に通院する必要がある人工透析患者等の慢性疾患を持つ患者等からガソリンの優先給油を求める要望が多数寄せられ、現場のガソリンスタンドで何とか対応したものの、優先給油の対応に苦慮した。 ○ 市町村が単独で燃料の優先給油の基準を定めても、周囲の地方公共団体と歩調を合わせなければ、優先基準の根拠について市民に説明ができない。そのため、国において、燃料の優先給油の基準について基本的な指針を示してほしい。 また、市町村が市町村内の小売業者と優先供給の協定を締結しても、地域全体が燃料不足となっては意味がない。国は、被災時の広域的な燃料の確保・供給を確実に行ってほしい。
宮 城 県 東 松 島 市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発災直後、市内のガソリンスタンドは、停電及び津波のため、全て閉店した。ガソリンスタンドのタンクにはガソリンがあったので、市の発電機を利用して一部給油を行った。 停電でも給油できるよう、ガソリンスタンドには発電機又は手回しの給油装置を備えておくことが必要と感じた。 ○ 県を通じて国に燃料の供給を要請したが、原発事故等の影響もあり、なかなか届かなかった。このため、自衛隊から供給されたガソリンなどにより、急場をしのいだ。 災害時に、燃料の供給が停止しないような備蓄、流通体制を整備することが必要と感じた。国において、燃料供給体制を確立してほしい。
福 島 県 い わ き 市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災による製油所の操業停止、道路、鉄道、港湾への被害等によりガソリンの供給が絶たれたため、震災発生直後からガソリンの不足が発生した。 平成 23 年 3 月 16 日、資源エネルギー庁からガソリンの供給を受けることとなったが、原子力発電所事故に関する情報が乏しく、放射線被ばくに対する安全確保ができないとして、ガソリンは郡山市までしか輸送されなかった。このため、市では、危険物取扱者の資格を有する消防職員等 20 人を郡山市に派遣し、タンクローリー 8 台により市内のガ

区 分	内 容
	<p>ソリンスタンド11か所にガソリンの輸送を行った。また、市長が独自に小名浜石油株式会社にガソリンの供給を要請し、同年3月20日から26日までの間に市内のガソリンスタンド等への出荷が行われた。その後、小名浜港への大型石油タンカーの入港が再開し、市内のガソリン不足は改善が図られたが、この間、市民生活への支障が生じ、また、入荷したガソリンの販売を巡って市民とガソリンスタンドとの間のトラブルが発生した。</p> <p>○ 災害に備えた燃料の備蓄及び被災後の燃料の確保については、市町村だけで対応できる問題ではない。県及び国が主体となつて、①燃料及び運搬手段の確保、②災害時の燃料の優先供給に関する基準、指針等の策定について検討を行うことが必要である。</p>
福 島 県 相 馬 市	<p>○ 福島第一原発の事故により、県災害対策本部を通じて手配されていた支援物資及び燃料は、県の物資集積拠点である郡山市で滞り、十分な量が輸送されないという事態となった。</p> <p>燃料不足により市民生活に影響が出始めたため、市は、直接、石油元売事業者等に燃料の供給を交渉するとともに消防団員の有資格者に要請し、燃料供給の協力があつた石油元売等の各油槽所（福島県、栃木県、新潟県）まで出向き、自らタンクローリーを運転して運び込み、燃料を市民に配給した。</p> <p>○ 当時、市庁舎向かい側にある市民会館を物資集積の拠点にし、同拠点における支援物資の受入れ・仕分けを市の全職員及び市民ボランティアで行っていた。また、同拠点から避難所までの輸送は、市公用車及び市内の運送事業者の協力を得て行っていた。発災後1週間は、市職員は庁舎に泊まり込み、物資の輸送その他災害応急対応を行っていた。そのような状況の中、燃料や支援物資の受け取りのために消防団員や職員を遠隔地まで派遣せざるを得ず、その手配に苦労した。</p> <p>○ 被災市町村は、発災直後は、避難者の支援、がれきの撤去、被災施設の復旧等の災害応急対策が急務であり、遠隔地まで物資を受取りに出向く余裕はない。国においては、支援物資の輸送を阻害する要因がある場合は、それを解消し、被災地まで支援物資が円滑に輸送されるよう調整することが必要である。</p>

(注) 1 「防災対策推進検討会議」における教訓は、防災対策推進検討会議資料に基づき当省が作成した。

2 地方公共団体における教訓は、当省の被災地調査の結果による。

図表2-(4)-イ-③ 防災対策推進検討会議最終報告（平成24年7月31日）（燃料関係抜粋）

<p>第3章 今後重点的に取り組むべき事項～防災政策の基本原則を踏まえて～</p> <p>第1節 災害から生命を守り、被災者の暮らしを支え・再生する取組</p> <p>(1) 災害から生命を守るための初動対応</p> <p>(略)</p> <p>⑥ 水・食料等緊急物資の提供</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 市町村は、東日本大震災の実態を踏まえ、大規模・広域的な災害での外部支援の時期を見通し、孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて、水や食料はもちろん生活必需品や燃料についても<u>備蓄の必要量を見積もり</u>、<u>官民各主体間の分担を定め</u>、<u>民間事業者との協定の締結等</u>も合わせて、計画的に備蓄を推進すべきであり、これらを防災計画にも早急に位置付け、周知を図るべきである。また、<u>市町村間の共同備蓄や備蓄の相互融通</u>も視野に入れるべきである。</p> <p>○ 被災後の救助・復旧活動のため、燃料、発電機、建設機械など災害時に有用な資材・機材が地域内で確保できるよう、<u>地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握</u>の上、不足の補填や地方公共団体と事業者間の協定の締結等の取組を進めるべきである。</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 被災地内で災害応急対策に従事する車両に対し、支援物資輸送のための民間トラック等も含</p>

めて優先給油を行う方策をあらかじめ定めておくべきである。

○ (略)

(2) 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細かな支援

(略)

③ 被災地への物資の円滑な供給

○ (略)

○ 災害時における石油・石油製品の安定供給を図るため、災害時の石油・石油ガスの供給に関する体制の構築、石油製品の国家備蓄の増強及び出荷機能の強化を図るべきである。

○ 災害時における天然ガスの安定供給のため、代替供給が行えるよう備蓄基地等の整備を検討すべきである。

(注) 下線は当省が付した。

図表2- (4) -イ-④ 石油備蓄法の改正の概要

○ 放出要件の見直し

法の目的(第1条)や経済産業大臣による備蓄石油の放出(石油基準備蓄量の減少)の発動要件(第7条第3項)として、「我が国への石油の供給が不足する事態が生じた場合」に加え、「我が国における災害の発生により国内の特定の地域への石油の供給が不足する事態」を追加

○ 災害時石油供給連携計画の義務付け

・ 経済産業大臣は、石油の貯蔵施設の貯蔵能力等経済産業省令で定める一定の要件に該当するものを「特定石油精製業者等」として新たに指定(第13条第1項)

・ 特定石油精製業者等は、経済産業省令で定める地域ごとに、災害時の石油の安定的な供給を確保するための連携計画である「災害時石油供給連携計画」をあらかじめ協力して作成し、経済産業大臣に届け出ることを新たに義務付け(第13条第4項)

・ 災害時、経済産業大臣は特定石油精製業者等に対し、災害時石油供給連携計画の実施を勧告することができることを新たに規定(第33条第1項)

○ 災害時の給油拠点となるサービスステーションの届出

給油設備の規模等経済産業省令で定める一定の要件に該当する自動車に直接給油する事業を行う営業所(サービスステーション)を災害時の給油の拠点とするため、経済産業大臣への石油販売業の届出の際、当該営業所の給油設備の規模の届出を新たに義務付け(第27条第1項第5号)

○ 国家備蓄石油の管理の委託

従来、国家備蓄の大部分は原油であったが、石油製品の国家備蓄を拡充することにあわせ、石油製品の国家備蓄の管理を石油精製業者等に委託することができることを新たに規定(第29条)

(注) 経済産業省の資料に基づき当省が作成した。

図表2- (4) -イ-⑤ 石油の備蓄の確保等に関する法律における災害時石油供給連携計画に係る規定

第三章 災害時石油供給連携計画の届出等

(災害時石油供給連携計画の届出等)

第十三条 経済産業大臣は、我が国における災害の発生により特定の地域への石油(石油ガスを除く。以下この条において同じ。)の供給が不足する事態が生じた場合において当該地域において石油精製業、石油販売業又は石油輸入業を行っている石油精製業者等が石油の貯蔵施設の共同利用その他当該石油精製業者等相互間の連携により当該地域への石油の安定的な供給の確保を図ることが適当であると認められる地域として全国の区域を分けて経済産業省令で定める地域ごとに、石油精製業者等のうち、当該地域内においてその設置している石油の貯蔵施設の貯蔵能力の合計が経済産業省令[※]で定める貯蔵能力以上であることその他経済産業省令[※]で定める要件に該当するものを特定石油精製業者等として指定するものとする。

※ 石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則(昭和51年通商産業省令第26号)
(特定石油精製業者等の要件等)

第二十六条の三 法第十三条第一項の経済産業省令で定める貯蔵能力は、権原に基づいて利用できる指定石油製品の貯蔵施設の貯蔵能力（複数の石油精製業者等がその権原に基づいて利用できる指定石油製品の貯蔵施設にあっては、当該貯蔵施設の貯蔵能力を当該複数の石油精製業者等の数で除して得た貯蔵能力）が、二千キロリットルであることとする。

2 法第十三条第一項の経済産業省令で定める要件は、第八条第二項第一号中「石油精製業者等の委託を受けて製造した指定石油製品の数量を除き、他の石油精製業者に委託して製造した指定石油製品の数量を含む。」を「他の石油精製業者に委託して製造した指定石油製品の数量を含む。」と読み替えた場合に過去三年間において法第五条第一項の規定により経済産業大臣に届け出た各月の石油基準準備蓄量（第九条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに係るものに限る。以下この項において同じ。）が、当該月の全ての石油精製業者等の石油基準準備蓄量を合計した数量のおおむね一パーセント以上であることとする。

2 経済産業大臣は、前項の規定による指定をしたときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

一 当該指定に係る地域

二 当該指定を受けた特定石油精製業者等の商号、名称又は氏名、住所及び主たる事務所の所在地

3 (略)

4 同一の第一項の経済産業省令で定める地域について同項の規定による指定を受けた特定石油精製業者等は、共同して、経済産業省令*で定めるところにより、我が国における災害の発生により特定の地域への石油の供給が不足する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合において当該地域への石油の安定的な供給を確保するための当該特定石油精製業者等相互間の連携に関する計画（以下「災害時石油供給連携計画」という。）を作成し、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

※ 石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則
(災害時石油供給連携計画の届出)

第二十六条の四 法第十三条第四項前段の規定による災害時石油供給連携計画の届出は、同条第二項の規定による告示が行われた日から起算して二月以内に、様式第七の二による届出書を提出しなければならない。

2 (略)

5 災害時石油供給連携計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該特定石油精製業者等相互の連絡に関する事項

二 当該特定石油精製業者等による石油の貯蔵施設の共同利用に関する事項

三 当該特定石油精製業者等による石油の輸送に係る協力に関する事項

四 その他経済産業省令*で定める事項

※ 石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則
(災害時石油供給連携計画の記載事項)

第二十六条の五 法第十三条第五項第四号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 経済産業省その他関係機関との連絡に関する事項

二 法第二十九条の規定に基づき国家備蓄石油（指定石油製品に限る。以下この号において同じ。）の管理の委託を受けた特定石油精製業者等にあっては、当該国家備蓄石油を管理する貯蔵施設及び油種別の貯蔵量に関する事項

三 災害時石油供給連携計画を実施するための訓練に関する事項

6 経済産業大臣は、特定石油精製業者等が第四項の規定による届出をしないときは、その特定石油精製業者等に対し、その届出をすべきことを勧告することができる。

7 経済産業大臣は、第四項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る災害時石油供給連携計画の内容が次の各号のいずれかに適合しないと認めるときは、その届出をした特定石油精製業者等に対し、その届出に係る災害時石油供給連携計画を変更すべきことを勧告することができる。

一 我が国における災害の発生により特定の地域への石油の供給が不足する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合において当該地域への石油の安定的な供給を確保するために必要かつ適切なものであること。

二 その届出をした特定石油精製業者等のうち特定の者について不当に差別的でないこと。

三 石油を使用する者又は関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

- 8 特定石油精製業者等は、毎年災害時石油供給連携計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 9 経済産業大臣は、第六項又は第七項の規定による勧告を受けた特定石油精製業者等が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(特定石油精製業者等及び特定石油ガス輸入業者等に対する勧告等)

第三十三条 経済産業大臣は、我が国における災害の発生により第十三条第一項の経済産業省令で定める地域への石油（石油ガスを除く。）の供給が不足する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、第七条第三項の規定により石油基準備蓄量を減少し、若しくは減少しようとするとき又は第三十一条の規定により国家備蓄石油（石油ガスを除く。）を譲り渡し、若しくは譲り渡そうとするとき若しくは貸し付け、若しくは貸し付けようとするときは、第十三条第四項の規定により当該地域に係る災害時石油供給連携計画の届出をした特定石油精製業者等（同条第七項の規定による変更の勧告があつた場合において、その勧告に従つて災害時石油供給連携計画の変更をしなかつた者を除く。）に対し、その届出に係る災害時石油供給連携計画（同条第四項後段の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）を実施すべきことを勧告することができる。この場合において、経済産業大臣は、その勧告に係る災害時石油供給連携計画を実施すべき期間を定めるものとする。

- 2 経済産業大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた特定石油精製業者等が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(注) 下線は当省が付した。

図表 2 - (4) - イ - ⑥ 特定石油精製業者等の指定状況

区 分	区 域	特定石油精製業者等数
第一地域	北海道	5
第二地域	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	6
第三地域	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	8
第四地域	新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県	7
第五地域	山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	7
第六地域	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	6
第七地域	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	7
第八地域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	7
第九地域	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	7
第十地域	沖縄県	3

(注) 1 石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第26条の2及び「石油の備蓄の確保等に関する法律第十三条第一項の規定に基づき、特定石油精製業者等を指定する告示」（平成24年経済産業省告示第253号）による。

2 特定石油精製業者等の実数は、11社である。

図表 2 - (4) - イ - ⑦ 災害時石油供給連携計画の記載事項

- 1 対象とする地域
石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第26条の2に掲げられた区分及び地域を記載
- 2 経済産業省との連絡に関する事項
石油の備蓄の確保等に関する法律第33条第1項に規定する経済産業大臣の勧告がなされた場合における経済産業省との連絡を行う担当者を特定石油精製業者等ごとに記載
- 3 特定石油精製業者等相互の連絡に関する事項
 - (1) 共同体制構築に関する事項
石油の備蓄の確保等に関する法律第33条第1項に規定する経済産業大臣の勧告がなされた場合において、特定石油精製業者等が集合する場所（オペレーションルーム設置場所。予備の場所を含む。）及び集合する各特定石油精製業者等の担当者を記載

(2) 情報共有に関する事項

石油の備蓄の確保等に関する法律第33条第1項に規定する経済産業大臣の勧告がなされた場合において、特定石油精製業者等が情報交換を行う事項（石油の貯蔵施設の被災状況、入出荷量及び在庫量等に関する具体的事項）を記載。なお、情報交換様式及び情報交換の手順について記載した資料を添付

(3) 経済産業省より被災地等への石油の供給要請を受けた場合における特定石油精製業者等相互の連絡に関する事項

災害対策基本法に基づき、政府・地方公共団体等の公的機関がその必要性及び緊急性等について判断した上で、経済産業省を通じて、被災地等の需要家への石油の供給要請があった場合における特定石油精製業者等相互の連絡の方法を記載。なお、連絡の詳細な手順について記載した資料を添付

4 特定石油精製業者等による石油の貯蔵施設の利用に関する事項

石油の備蓄の確保等に関する法律第33条第1項に規定する経済産業大臣の勧告がなされた場合において、特定石油精製業者等が共同利用を行う石油の貯留施設を記載。なお、共同利用の手順について記載した資料を添付

5 特定石油精製業者等による石油の輸送に係る協力に関する事項

石油の備蓄の確保等に関する法律第33条第1項に規定する経済産業大臣の勧告がなされた場合において、特定石油精製業者等が行う石油の輸送に係る協力について記載。なお、協力の手順について記載した資料を添付

6 本計画が対象とする地域内の地方自治体等との情報共有

本届出書の計画が対象とする地域内の地方公共団体等との情報共有について記載。なお、情報共有の状況を記載した資料を添付

7 国家備蓄石油を保有する貯蔵施設及び油種別の貯蔵量に関する事項

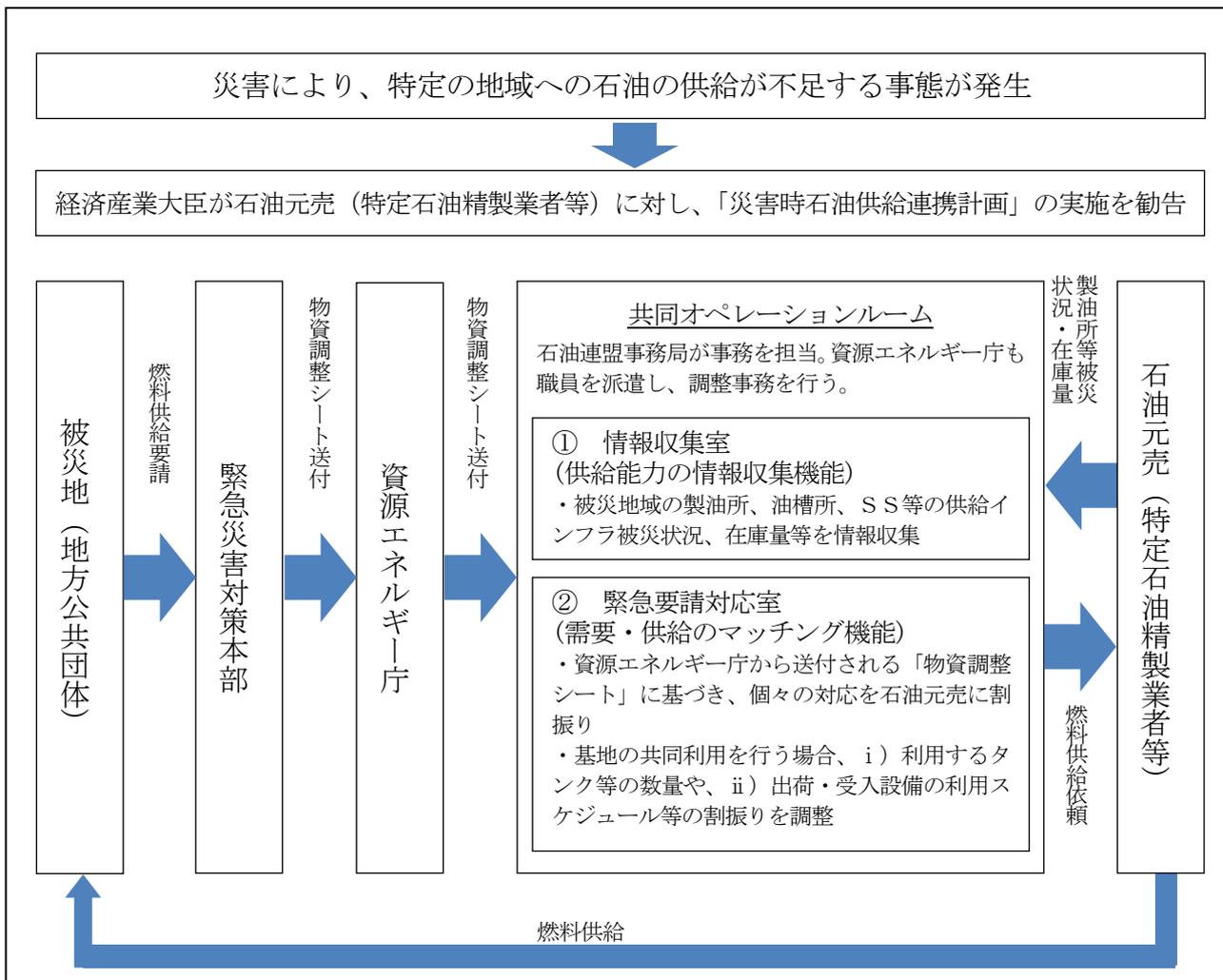
特定石油精製業者等ごとに、油種別の貯蔵量を記載

8 本計画を実施するための訓練に関する事項

本届出書の計画を実施するための訓練の実施時期及び実施訓練の実施内容を記載。なお、実施訓練の詳細な内容を記載した資料を添付

(注) 石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則様式第7の2「災害時石油供給連携計画届出書」に基づき当省が作成した。

図表 2 - (4) - イ - ⑧ 災害時石油供給連携計画に基づく燃料供給の流れ



(注) 資源エネルギー庁の資料に基づき当省が作成した。

図表 2 - (4) - イ - ⑨ 都道府県と石油連盟との「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」の概要

- 1 覚書の趣旨

東日本大震災時において、国から緊急燃料供給の要請を受けた石油連盟（石油元売会社）が被災地の施設に向かった際に、施設側燃料タンク等の情報がなかったため、施設側の給油口とタンクローリー側で保有する給油ホースの型式が合致しないなどの問題が発生し、円滑な燃料供給を実施できなかった事例があった。

そのため、大規模災害時における都道府県内の重要施設に対する燃料供給について、通常の流通経路によらない国が関与する臨時的、緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、都道府県が大規模な重要施設に関する情報を取りまとめ、石油連盟と共有するもの。
- 2 覚書の締結実績

平成25年11月末までに、18件締結
- 3 覚書の概要
 - ① 都道府県は、災害時において大規模な重要施設への円滑な燃料供給ができるよう、当該施設の燃料タンク等の情報を調査・収集し、石油連盟に提供する。
 - ② 石油連盟は、当該情報を会員会社とも共有の上、大規模災害時の対応計画の策定や災害時の円滑な対応に利用する。

4 施設の設定等条件

大規模災害時に国が石油元売会社に緊急供給を要請した場合、大型タンクローリーによる直送となるため、実際の供給においては、以下の設備的条件あり。

- ① 大型タンクローリー（14k1積以上）が入構できること
- ② 容量4k1以上の燃料タンクであること
- ③ タンクローリーから直接接続して給油できる燃料タンクであること

5 覚書対象施設の例

区 分	対 象 施 設
病 院	災害拠点病院等
警 察	県警本部、警察署等
消 防	消防署等
官 公 庁	上下水道施設、路線バス、空港、市町村庁舎等、県庁舎等
公益事業	路線バス、鉄道、空港、通信施設
そ の 他	福祉施設等

(注) 当省の調査結果による。

図表2-(4)-イ-⑩ 実地調査した29都道府県及び168市町における燃料の備蓄の例

区 分	内 容
自家給油取扱所の整備による備蓄	<p>○ 市では、石油販売事業者等との協定は締結せず、県が平成17年に県石油業協同組合と締結した協定（災害対応を実施する緊急通行車両へ揮発油等を優先的に供給する等）に基づき、災害時は、同組合所属事業者から優先的に給油を受けることとしていた。</p> <p>しかし、東日本大震災時、県内の他市では、当該協定に基づき、優先給油が行われたのに対し、当該市では、市内の石油販売事業者に供給されるガソリン等の絶対量が不足したことから、公用車等への円滑な給油ができなかった。</p> <p>このため、東日本大震災後、市の消防本部庁舎の敷地内に自家給油取扱所を設置し、市としてガソリン20,000ℓ、軽油20,000ℓ及び灯油8,000ℓを備蓄する体制を整備した。</p>
休業中の給油所の活用による備蓄	<p>○ 市では、東日本大震災後、石油販売事業者団体と災害時における燃料の供給に関する協定を締結した。</p> <p>しかし、東日本大震災時に燃料の供給が滞り、救急車や消防車、一般公用車の運用に支障を来したこと、病院や社会福祉施設など市民の生命の安全に関わる施設では、計画停電により業務継続に必要な非常用電源の燃料調達に苦慮したことなどから、当該協定による燃料が十分提供されないことも想定し、備蓄を行うための貯蔵施設を整備することとした。</p> <p>貯蔵施設の整備に当たっては、防災拠点施設の中心となる市役所や消防庁舎との距離や避難所等への輸送方法等についても検討した結果、市内の休業中の給油所を市が買取取得し、燃料の備蓄を行っている。また、燃料輸送用ミニローリー2台も取得し、自家輸送も可能となっている。</p>
流通在庫備蓄方式（ランニングストック）による備蓄	<p>○ 当該都道府県は、石油業協同組合・石油商業組合と東日本大震災前から、燃料の優先供給を受ける協定を締結していたが、東日本大震災時、燃料不足が生じ、病院などの防災上の重要施設の活動に支障が生じた。</p> <p>このため、従来の協定を見直し、災害時に確実に燃料を確保できる仕組みとして、流通在庫を活用した備蓄を開始した。</p> <p>○ 備蓄の方法は、当該都道府県の石油業協同組合・石油商業組合と、燃料の購入・保管に関する協定を締結の上、必要な燃料をあらかじめ購入、その保管を同組合に依頼</p>

区 分	内 容
	し、同組合が油槽所や給油取扱所において、指定量を保管している。 ○ 備蓄対象燃料は、発災当初 72 時間分の i) 災害拠点病院の非常用発電機の燃料（重油、灯油、軽油）及び ii) 緊急通行車両の災害対策従事用の燃料（ガソリン、軽油）となっている。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (4) - イ - ① 実施調査した 29 都道府県及び 168 市町における燃料の確保に関する考え方の例

i) 都道府県

No.	備蓄に対する考え	災害時の燃料の確保方策
1	石油類燃料は、劣化防止のため、半年から 1 年での入替えが必要であり、そのための費用を要することから、備蓄は行っていない。	市町村は、燃料が不足する場合に、都道府県に対し、燃料の調達及び供給を要請できることとしており、都道府県では、石油販売事業者団体と燃料の調達・供給に係る協定を締結し、当該団体傘下の給油取扱所からの燃料調達を基本としている。
2	燃料の備蓄は国の責務として実施すべきであり、都道府県単独の備蓄は検討していない。また、危険物であることによる制限、品質の劣化を防止するため管理が煩雑であることも、備蓄を行わない理由である。	災害時の人員及び物資輸送車両の燃料補給については、平常時同様、給油取扱所に出向き給油を受けることを基本としている。
3	施設で備蓄できる燃料量には限りがあることから、備蓄を行う考えはない。	石油販売事業者団体との協定に基づき、緊急車両、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設への優先供給を要請することを基本としている。
4	費用対効果や管理の難しさがあり、燃料の備蓄は現時点では考えていない。	関係団体との協定などにより、災害時に活動しなければならない機関（病院、自衛隊、警察、消防など）に対して優先供給を受けることを基本としている。
5	原則、燃料の備蓄、調達については、協定締結先の事業者や団体が思慮すべき事項であると認識しており、自ら備蓄を行う考えはない。	石油販売業者団体と締結している協定に基づき対応する。 また、都道府県下全域の給油取扱所から一斉に燃料を調達できなくなる事態は考えにくく、このような広域的な事態については、都道府県ではなく国が広域的な観点から思慮すべきものと考えている。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「No.」は調査した都道府県を表すものである。

ii) 市町

No.	備蓄に対する考え	災害時の燃料の確保方策
1	石油類燃料は、劣化防止のため、半年から 1 年での入替えが必要であり、そのための費用を要することから、各施設の燃料タンクに常時入っているもの以外は、備蓄しない。	協定締結事業者からの調達を基本としている。
2	保管場所、品質保持のための費用を要することから、備蓄を行っていない。	緊急に燃料の供給が必要となったときは、協定締結先事業者に要請し供給を受けることを基本

No.	備蓄に対する考え	災害時の燃料の確保方策
		としている。
3	大量の燃料を備蓄することは、危険物としての管理の関係上難しいと考えられ、また、安全上の問題もある。	石油販売事業者と協定を結び、災害時に優先的に供給を受けることを基本としている。
4	①備蓄タンクの設置用地の確保が困難であること、②備蓄燃料の管理が困難であること、また、③消防本部に対し、共同で備蓄タンクの設置又は消防本部の既設タンクからの燃料融通を提案したが了解を得られなかったことから、燃料の備蓄は行わないこととした。	災害時の燃料の優先供給が可能な事業者を開拓し協定を締結することにより確保することを基本としている。
5	避難所の暖房や発電機に使用する灯油、ガソリンを携行缶で、防災倉庫及び拠点となる避難所に備蓄しているが、車両や施設に付随する発電機の燃料については、保管・管理に要する手間や費用の問題から備蓄は行っていない。ただし、緊急的に使用することを想定して、燃料計の残量2分の1をめどに燃料補給を行うこととしている。	事業者との協定に基づく優先供給や、平常時に調達している事業者への供給依頼を基本としている。
6	燃料の備蓄は、国や広域自治体である都道府県の役割と考える。	協定締結先からの調達や、平常時に給油を受けている給油取扱所からの調達を基本としている。
7	これまで燃料不足が問題となるような事態がなかったこともあり、備蓄は行っていない。 市の災害対策としてまとまった対応は特にとっていない。なお、現状では各施設等の燃料の確保等については、当該施設の管理部署が個々に対応しているが、防災担当では詳細を把握していない。	災害時の燃料の確保は、各施設や車両の管理部署による個別対応を基本としている。事業者との協定も締結しておらず、特段、災害対策としてまとまった対策は講じていない。
8	災害対策本部が置かれる庁舎の非常用発電機用の燃料は、タンク内に数日分持っただけの量を確保しているが、基本的に、燃料は劣化するため、これ以外の備蓄を行う考えはない。	協定締結先事業者からの調達を基本としている。
9	消防法の指定数量以上を保管するためには、施設設備が必要となるため、市町村で備蓄することは困難である。	協定は締結していないが、平常時の取引先からの調達を基本としている。
10	燃料の備蓄は、協定締結先事業者が行うもので、市町村が備蓄を行うとの認識はない。	協定に基づき調達することを基本としている。
11	備蓄設備の整備を要するほか、危険物取扱者の配置を要するなど管理上の問題があり、燃料の備蓄は困難であると考ええる。	地域防災計画では、事業者と燃料の供給協定を締結するとしている。ただし、具体的には未検討である。
12	ガソリンを200ℓ以上備蓄する場合には、危険物貯蔵庫の設置義務、危険物取扱管理者の監督義務等の法令の規制が多く、市が備蓄を実施するために検討すべき財政負担を考慮すると、備蓄を実施する可能性は低い。	発災時、最低限、緊急車両用燃料が確保されていれば、災害に対応できると考えており、公用車の燃料を常にタンク容量一杯まで保てば、ある程度の期間は対応できると考えている。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「No.」は調査した市町を表すものである。

図表 2 - (4) - イ - ⑫ 調査した地方公共団体における災害時の燃料の供給に関する協定の締結状況

(単位：都道府県・市町、%)

区 分	締結済み		未締結		計
	東日本大震災前に締結	東日本大震災後に締結	協議中・今後締結予定	具体的な締結予定なし	
都道府県	27 (61.4)	9 (20.5)	7 (15.9)	1 (2.3)	44
	36 (81.8)		8 (18.2)		(100)
うち実地調査したもの	19 (65.5)	7 (24.1)	2 (6.9)	1 (3.4)	29
	26 (89.7)		3 (10.3)		(100)
実地調査した市町	31 (18.5)	62 (36.9)	11 (6.5)	64 (38.1)	168
	93 (55.4)		75 (44.6)		(100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「東日本大震災後締結」には、東日本大震災前に締結した協定を、同震災後に見直し・改正したものを含む。

図表 2 - (4) - イ - ⑬ 災害時の燃料の供給に関する協定の締結予定なしとしている 1 都道府県及び 64 市町における、その主な理由

類 型	内 容
協定締結先側の理由	○ 石油販売事業者の団体と協定締結を予定していたが、ミニタンクローリー車などの輸送手段が確保できないことが判明したため。
	○ 協定締結の必要性はあると考えているが、給油所等が閉店し減少しており、協定締結先の選定が困難なため。
	○ 東日本大震災時に、被災地でない場所でも燃料の確保が困難な状況になったことから、石油販売事業者の団体と協定を締結する予定だったが、当該団体の解散の動きがあるため。
	○ 給油所が津波の浸水想定地域に立地しているため。
都道府県での協定で対応可能	○ 都道府県が締結した協定において、都道府県内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき及び知事が特に必要と認めるときは、石油燃料を優先的に供給する等とされており、市町村単位で協定を締結しなくとも、災害時には優先的に給油を受けられるため。
	○ 都道府県が締結している協定において、当該協定は、市町村が個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するとされているため。
	○ 石油販売事業者団体の支部に対し、協定締結を打診したところ、既に、都道府県と当該団体の上部組織の間で協定を締結していることから、別途締結しなくても対応可能であるとの意向が示されたため。
	○ 既に都道府県で協定を締結しており、それと競合するおそれがあるため。
協定の実効性に疑義	○ 協定締結先事業者が被災する可能性や、石油元売事業者から供給が確実に行われる保障がないなど、協定の締結により燃料を調達できるとは限らないため。
	○ 協定を締結していても、給油所等に燃料がなければ調達できず、給油所等に燃料があれば、協定を締結していなくても調達は可能と思われ、協定を締結して本当に燃料の調達が担保されるのか疑問があるため。
	○ 東日本大震災時、石油販売事業者への供給が途絶したことにより燃料の確保が困難となった経験から、他より優先的に供給を受けられる旨の協定では、災害時、確実に燃料を調達できるとは限らないため。
	○ 東日本大震災時の経験から、協定を締結していても、公用車への優先給油が保証されるものではなく、給油の順番を優先する程度の協力しか受けられないことを認識しており、災害時に燃料不足となった場合、協定が有効に機能するのか不明であるため。
	○ 東日本大震災時、燃料不足は広域的に発生したことから、市町村単独で民間業者や

類 型	内 容
	<p>団体と協定を締結したとしても、実効性が確保できるとは限らないため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者との締結では、事業者の備蓄がなくなり、事業者への供給が途絶した場合、供給を調達することができず、また、協定の締結により、給油所等での優先給油ができるようにしても、発災時、住民が給油所等に列をなしている中で、公用車が優先的に給油できるとは考えられないため。
<p>平常時の調達と同じである等協定締結の必要性を感じていない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発災時は、平常時同様、給油所等に対し、優先供給を要請し、また、燃料が不足する場合は、都道府県に要請すると考えており、協定締結の必要性について検討したことがないため。 ○ 平常時、公用車両は石油販売事業者の団体と締結している単価契約に基づき、同団体の加盟給油所等で給油を受けている。また、非常用電源が設置されている施設も、平常時は、各施設を管理する部局で個別に燃料販売事業者を手配している。災害時も、平常時と同様の石油販売業者に依頼し手配するため。 ○ 協定を締結していなくても、これまでの緊急時には、給油所等や石油販売業者の団体に口頭や文書で依頼し、問題なく給油を受けられているため。 ○ 地域防災計画において、石油販売事業者の団体へ要請し調達するとしているため。 ○ 発電機やLPガス器具等の物資調達に係る協定を締結しており、これらの調達に合わせて燃料の調達も可能となっているため。 ○ 発災時、緊急車両用燃料が確保されていれば、災害への対応は可能であり、これら車両のタンクを常時、満たしておけば、ある程度の期間は対応できると考えるため。
<p>体制不十分・情報不足</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 協定締結の必要性は認識しているが、他の業務で多忙、マンパワー不足であり、対策の優先度は低いと考えるため。 ○ 石油販売事業者や給油所等の情報を正確に把握していないため。

(注) 当省の調査結果による。

図2-(4)-イ-⑭ 実地調査した29都道府県及び168市町における災害時の燃料供給に関する訓練の実施状況

i) 都道府県

実施年度	実施都道府県数	うち、事業者等が参加しているもの	訓練の内容等
平成22年度	4	3	<ul style="list-style-type: none"> 事業者への連絡、供給活動（模擬給油） 総合防災訓練の中で事業者への協力要請メールの送信 図上訓練（緊急時の連絡体制の確認等）
23年度	5	3	<ul style="list-style-type: none"> 事業者への連絡、供給活動（模擬給油） 総合防災訓練の中で、組合への協力要請メールの送信、給油所での協定に基づく給油手順確認 図上訓練（緊急時の連絡体制の確認等）
24年度	6	4	<ul style="list-style-type: none"> 総合防災訓練の中で、タンクローリーによる非常用発電機用燃料タンクへの給油訓練等 総合防災訓練の中で、組合への協力要請メールの送信、給油所での協定に基づく給油手順確認 図上訓練（緊急時の連絡体制の確認等）

(注) 1 当省の調査結果による。
2 実施を予定していたが、天候等を理由に中止となったものを除く。

ii) 市町

実施年度	実施市町数	うち、事業者等が参加しているもの	訓練の内容等
平成22年度	8	4	<ul style="list-style-type: none"> 総合防災訓練の中で、輸送訓練 総合防災訓練の中で、タンクローリーからの給油、仮設の給油取扱所の設置 総合防災訓練の中で、タンクローリーによる車両へ給油（模擬訓練）
23年度	11	6	<ul style="list-style-type: none"> 総合防災訓練の中で、輸送訓練 総合防災訓練の中で、タンクローリーからの給油、仮設の給油取扱所の設置 総合防災訓練の中で、トラックにガソリン携行缶を積載し、車両へ給油（模擬訓練） 通信訓練の際、事業者とも交信を行う
24年度	15	7	<ul style="list-style-type: none"> 総合防災訓練の中で、タンクローリーからの給油、仮設の給油取扱所の設置 総合防災訓練の中で、トラックにガソリン携行缶を積載し、車両へ給油（模擬訓練） 通信訓練の際、事業者とも交信を行う 総合防災訓練の中で、非常用自家発電設備の燃料を必要とする施設への燃料の輸送

(注) 当省の調査結果による。

図表2-(4)-イ-⑮ 災害時の燃料供給に関する訓練を実施していない地方公共団体における、その主な理由

i) 都道府県

類 型	内 容
調達に係る枠組みが未確立	○ 発災時の燃料確保方策について検討中であり、訓練を実施する段階に至っていないため。
	○ 訓練において検証すべき燃料供給の要請に関するマニュアル等が未策定であり、訓練は、当該マニュアル策定後の予定のため。
	○ 事業者と協定を締結したばかりであり、協定に基づく具体的な手順等の検討に至っていないため。
	○ 事業者との協定を締結しておらず、協定締結後に、訓練の実施を検討するため。
	○ 燃料に関する訓練は、大規模広域災害が発生した際に有効であるが、そのような災害においては、国の関与が想定される。国の石油調達に係るスキームが確立していない中で訓練を実施しても意義あるものとならないと考えるため。
他の訓練を優先	○ 住民の避難訓練や災害対策本部の設置等他の訓練を優先すべきと考えているため。
	○ 物資の輸送訓練を実施している段階であり、燃料関係は次の段階と考えているため。
必要と考えていない	○ 給油を行うのは事業者であり、給油は事業者が日頃から行っている業務であるため。
	○ 随時、協定締結先と調整や協定内容の確認を行うことで、事前の対策としては十分と考えるため。
	○ 実働訓練の実施より、態勢の整備に努めるべきと考えるため。
事業者の協力を得ることが困難	○ 訓練のためには、燃料の輸送専用車両及び有資格者が必要となるため、協定締結先事業者に参加を依頼しているが、協力を得られないため。
訓練会場の確保が困難	○ 訓練のためには、タンクローリーが必要と考えるが、タンクローリーが入っていけるような訓練会場が確保できないため。

(注) 当省の調査結果による。

ii) 市町

類 型	内 容
調達に係る枠組みが未確立	○ 協定を締結した事業者に十分な燃料がない場合は、市町村としてとるべき対応が見当たらず、燃料途絶や不足を前提とした有効な対策が確立していないため。
	○ 災害時の燃料の確保に係る民間事業者等との連携体制が構築されていないため。
	○ 石油販売事業者との協定を締結しておらず、訓練の実施よりも、協定締結が先決と考えているため。
	○ 燃料の調達、供給に関する計画やマニュアル等を作成しておらず、どのような流れで供給し、輸送するのか、どこに給油に行くかなど細かい動きが決まっていないなど、訓練を実施する段階にないため。
他の訓練を優先	○ 大規模災害時は燃料が必要となる場所・量が多くなると想定され、いかに情報を集約・整理し、事業者等へ調達の依頼をするか、ルートと手順の確認は必要と考えるが、現状では、被害状況の把握や人命救助活動を中心とする応急対策活動に訓練の主眼を置いているため。
	○ 災害から住民の命を守ることを第一に考え、自主防災組織などの地域単位の避難訓練、防災学習会などを優先して実施しているため。
	○ 被害想定等を踏まえ、広域的に応援を受けることを前提とした警察や自衛隊等との合同訓練の実施を優先する必要があるため。
	○ 東日本大震災時に避難所の開設がうまくいかなかった反省を踏まえ、避難所開設訓練に重点を置いているため。

類 型	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部の設置・運営訓練等を優先すべきと考えるため。 ○ 被害想定を踏まえ、訓練は、火災や土砂災害による復旧訓練に重点を置いているため。 ○ 訓練は、参加機関も日常業務で多忙の中、限られた時間内に盛り沢山の内容で実施しており、何を実施するかは、住民のニーズにもよる。訓練は住民が主役であり、住民全体が参加できる内容の訓練が望ましいと考えるため。
必要と考えていない	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の給油は、平常時と同様の業務であり、訓練による練度の向上を図る必要がないと考えるため。 ○ 災害時の燃料の供給は、基本的に、国、都道府県又は事業者が行うため、訓練も国、都道府県又は事業者が行うものと認識しているため。 ○ 市町村の役割は、燃料が不足する施設と協定を締結した事業者との間の連絡・調整であるため。 ○ 協定締結先である石油販売事業者団体の担当者との連絡態勢等が整備されていれば、訓練を実施するまでの必要性を感じないため。 ○ 東日本大震災のように、燃料の確保が困難になるような被害想定をしていないため。
事業者の協力を得ることが困難	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間事業者が参加しない訓練では意味がないが、民間事業者が訓練に参加するためには、営業を休む必要があり、業務を休んでの参加は困難なため。 ○ 訓練実施日について、民間事業者と日程が折り合わないため。
体制不十分・情報不足	<ul style="list-style-type: none"> ○ マンパワーが不足しており、訓練の企画、実施のための体制が十分ではないため。 ○ 被害の状況により対応が異なるため、どのような想定で訓練を実施すべきか等のノウハウや情報もなく、訓練内容の検討が困難なため。
費用の確保が困難	<ul style="list-style-type: none"> ○ 訓練で使用する燃料の費用を捻出できないため。
広域的に実施する必要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の燃料の調達には、広域的な対応が必要であり、訓練も、市単独ではなく、広域的に実施する必要があると考えるため。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (4) - イ - ⑯ 実地調査した地方公共団体において燃料の調達に関する訓練により課題等を把握している例

地方公共団体名	内 容
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県では、施設の燃料は施設ごとに備蓄、調達を行うことを基本とし、自動車用燃料は、平成 13 年に県石油業協同組合との間において、協定を締結し、発災時は、同組合加盟の給油所において優先的に給油を受けることとしている。 ○ 県では、防災訓練において、同組合に対し、協定に基づく対応を要請するメールの送信訓練を行っており、東日本大震災後は、これに加え、近隣の同組合加盟の給油所に出向き、協定内容の説明や災害時の給油手順等についての確認等を行っている。 ○ 県では、同組合と訓練の実施について検討を行う過程において、発災時、同組合加盟の給油所の被害状況や給油可能給油所の情報収集、優先給油のための実効性ある体制や手順等の整備が必要であることを把握している。

(注) 当省の調査結果による。

図表2-(4)-イ-⑰ 実地調査した29都道府県及び168市町における燃料の確保に関する主な課題、意見・要望

i) 都道府県

No.	災害時の燃料の確保に関する課題等	国に対する意見・要望等	
1	石油連盟との覚書や石油販売事業者団体との協定締結により、燃料確保に関する体制の整備は進んでいるが、協定等を締結していても、事業者側に在庫があるとは限らず、確実に燃料が供給される保証がない。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模広域災害時の燃料確保は、国等において行うべきである。 ○ 国において、被災地が確実、円滑に燃料を確保できる体制を構築してほしい。 	
2	石油販売事業者と燃料供給に関する協定を締結したとしても、当該事業者も被災する可能性がある。		
3	石油販売事業者との協定は、発災時、優先的な給油に協力することを定めているに過ぎず、実際に確実に燃料を確保できるかは不透明である。		
4	災害時に燃料の供給を要請する事業者は、小規模な事業者が多く、経営環境が厳しさを増している中、平常時からの関係構築がないと災害時に協力を得ることは困難である。		
5	陸路が寸断された場合の燃料輸送体制の確保が課題である。		<ul style="list-style-type: none"> ○ 国において、海路、空路を使った輸送体制を検討してほしい。
6	給油所の被災で燃料供給が困難になり、都道府県外からの供給を要請することとなった場合、都道府県内の港湾には燃料の受入施設がない。そのため、陸上輸送に頼らざるを得ない状況であるが、輸送道路に被害があった場合、都道府県では燃料確保のための方策がない。		
7	燃料の確保方策を検討するに当たって、現状では、他の都道府県や市町村の情報がほとんどない。		<ul style="list-style-type: none"> ○ 検討の参考となるような多くの情報、他の地方公共団のモデル的な事例等を提供してほしい。

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「No.」は調査した都道府県を表すものである。

ii) 市町

No.	災害時の燃料の確保に関する課題等	国に対する意見・要望等
1	市町村で燃料の確保方策・体制を整えても、給油所の備蓄がなくなり、給油所に燃料が供給されない場合は、市町村としてとるべき対応方策がない。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模広域災害時の燃料確保は、国等において行うべきである。 ○ 国において、被災地が確実、円滑に燃料を確保できる体制を構築してほしい。
2	大規模広域災害時には、燃料の供給・流通ルートが広範囲に停滞することが予想され、市町村のみでの対応・確保は困難である。	
3	石油販売事業者と協定を締結し、災害時に優先的に給油を受けられることとしているが、発災時、給油所に燃料が十分あるとは限らない。事業者から給油が受けられなくなった場合の燃料の確保が課題。大規模広域災害が発生した場合には、市町村単独で燃料の確保を図ることには限界がある。	
4	災害時の燃料の確保のためには、市中の事業者の理解と協力が不可欠。しかし、事業者だけでは、必要な量の確保は困難である。	
5	都道府県が石油販売事業者団体と締結した協定により、都道府県内からの燃料の供給体制は確立されているが、都道府	

No.	災害時の燃料の確保に関する課題等	国に対する意見・要望等
	県外からの供給を要請せざるを得ないような場合の体制は確立されていない。	
6	現在、湾岸部の民間の油槽所等から、近隣各地に燃料を輸送しているが、被災の程度によっては、燃料の途絶を想定した対策を講ずる必要がある。しかし、有効な対策が見い出せていない。	
7	市町村における燃料の確保方策としては、少量備蓄や石油販売事業者との協定締結以外に方法がない。これで発災時に必要量が確保できるのか不安である。	
8	燃料の輸送のためには専用のタンクローリーが必要であり、備蓄には危険物取扱責任者の配置が必要など、燃料は、食料や水などの他の物資と異なり、備蓄や調達が困難な面が多い。しかし、有効な対策が打てず、事業者頼みとなっている。	
9	燃料タンクの容量が小さい等小規模施設への確実な給油方策の確立が今後の課題である。	
10	発災時、道路・鉄道が利用できない場合、海上輸送となるが、港湾は都道府県の管理のため、市町村レベルでは対応できない。	○ 国、都道府県、市町村及び事業者それぞれの役割分担を踏まえた対策を講じてほしい。
11	大規模災害発生時は緊急輸送路に大きな被害が予想され、陸路が遮断されるおそれがある。陸路、海路、空路など輸送ルートの多重化や代替性が課題である。	○ 国において、海路、空路を使った輸送体制を検討してほしい。
12	離島等災害時に孤立が想定される地域における燃料の確保が課題である。	
13	市中の石油販売事業者はタンクローリーをほとんど保有していない。各施設への迅速・確実な給油のための輸送手段の確保が課題である。	
14	燃料の輸送のために使用を予定しているタンクローリー等が被災した場合、その代替対応が困難である。	
15	災害時の燃料の確保は、市中の給油所に頼らざるを得ないが、廃業する給油所が増加している。	○ 給油所の減少に歯止めをかけるような対策を講じてほしい。 ○ 燃料事業者に対し、より一層の支援を行ってほしい。
16	災害時の燃料の確保対策については、事業者との協定も締結しておらず、対策の必要性を感じている。他の地方公共団体の取組例などの情報収集を行っているが、情報が不足しており、有効な対策が立てられていない。	○ 検討の参考となるような多くの情報、他の地方公共団体のモデル的な事例等を提供してほしい。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「No.」は調査した市町を表すものである。

図表2-(4)-イ-⑱ 実地調査した 29 都道府県及び 168 市町における国の対策の明示等に関する主な意見・要望

i) 都道府県

類 型	内 容
国の対策の明示	○ 石油備蓄法の改正により、災害時、石油元売各社が連携して燃料の供給を行うスキームが作られたが、被災地のどこに（大容量のタンクを持つ施設に限られるのか、市中の給油所にも輸送されるのか）、どのような方法（大型のタンクローリーに限定されるのか）・ルート（海路や空路も検討されているのか）で供給が行われるのか等不明な点が多い。 このため、当該スキームによる燃料供給の具体化、明確化を図ってほしい。
	○ 国による燃料供給のスキームでは、被災地までの幹線輸送を国・元売事業者が行うと思われるが、重要施設や避難所まで国が行うのか、それとも末端は地方公共団体が行うのかなど被災地内の輸送をどのように考えているのか分からない。また、東日本大震災時に行われたドラム缶充填出荷が行われるのかも同様である。分からないことが多く、国の考えに対応した体制の整備やタンクローリーの確保など地方公共団体としての備えの検討ができない。 平常時の燃料供給は、基本的には地方公共団体は関与しないことを踏まえ、国におけるスキームが分かるようにしてほしい。
	○ 大規模災害発生時には、燃料供給等は国の指揮下になると思われるが、国の調達・供給体制が不明確である。燃料確保は国の方針に左右される面が大きく、国の関与が強い分野である。国や石油連盟の考え方が分かれば、燃料確保の方策などにめどがつき、石油販売事業者団体と実効性のある協定を締結することにもつながる。 大規模災害時には必ず燃料不足が生じるので、まずは国における調達・供給スキームを明確に示してほしい。
	○ 大規模災害時に政府から供給される石油の量が分からず、使用できる燃料の総量が分からないため、燃料の調達、供給に関する計画を作成できない。
役割分担の明確化	○ 燃料の確保について、地方公共団体の役割が明確となっていない。 国による燃料供給の対策を踏まえ、地方公共団体が何をすべきなのか、その役割を明確にしてほしい。

(注) 当省の調査結果による。

ii) 市町

類 型	内 容
国の対策の明示	○ 大規模災害時に国が燃料を押さえることは理解できるが、被災地方公共団体への供給・配分スキームが不明であるため、協定の締結、マニュアル策定等への対応方法や訓練の方法等が分からない。
	○ 国は、災害時石油供給連携計画の作成等対策を進めているが、市町村に対する情報提供がなく、国の考え、地方公共団体の役割が分からない。国の対策における地方公共団体の位置付け等について、詳細な説明を要望したい。 災害時における燃料の確保は、被災地方公共団体共通の課題である。国が主導して明確な対応方針等を示してほしい。
	○ 給油所の燃料が途絶した時の燃料の確保が課題であり、国においては、災害時の積極的な備蓄燃料の放出及びそれを踏まえた平常時の備蓄を行うとともに、地方公共団体に対し、被災地への供給方法や輸送方法などを明確にしてほしい。
	○ 石油備蓄法の改正により、国が被災地に燃料を供給するスキームが整備されたが、発災時に、どのように輸送道路網が確保され、どのように燃料が末端市町村へ供給されるかが明確でなく、不安である。

類 型	内 容
役割分担の明確化	<p>○ 市町村では、燃料供給事業者との協定締結等により地域内での確保を図っており、市町村でできることは実施している。しかし、市中の給油所の燃料途絶など広域供給を前提とした場合、燃料の確保は、市町村だけで対応できるものではなく、国、都道府県、市町村及び事業者の役割分担の明確化が必要であるが、現在は明確ではなく、それぞれが対策を講じている。</p> <p>広域災害に備えた、関係者の役割分担を明確にした上で、一体となった対策・体制の構築が必要である。</p> <p>○ 燃料の確保について、市町村が具体的に何をすればよいか、不明である。そのため、燃料の確保について、地域防災計画に何も記載しておらず、事業者との協定も締結していないなど、具体的な対策は何も検討していない。</p> <p>市町村の役割、実施事項について、具体的に示してほしい。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (4) - イ - ⑩ 実地調査した 29 都道府県及び 168 市町において災害時の燃料の確保に関する方策を検討している例

地方公共団体名	内 容																																														
神奈川県 海老名市	<p>○ 市では、東日本大震災時の経験を踏まえ、災害時の燃料備蓄計画を作成し、災害時に必要となる燃料の量を以下により試算している。</p> <p>① 非常用発電設備等災害時に必要となる資機材ごとに、「燃料の消費量 (ℓ/h)」を把握し、「1日当たりの稼働時間 (1日 24 時間稼働、16 時間稼働等)」を想定。さらに、東日本大震災時のライフラインの復旧状況、阪神・淡路大震災時の電気復旧状況等を勘案し、最低 7 日分の燃料が必要と予測し、必要燃料量を算出。算出の一例は、次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="379 1167 1362 1458"> <thead> <tr> <th>発電設備等</th> <th>燃料種類</th> <th>個数 (基) (a)</th> <th>燃料消費量 (ℓ/h) (b)</th> <th>想定稼働時間 (h) (c)</th> <th>必要燃料量 (ℓ) (a×b×c)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用発電設備 (市役所本庁)</td> <td>灯油</td> <td>1</td> <td>61</td> <td>1 日 24 h × 7 日=168 h</td> <td>10, 248</td> </tr> <tr> <td>非常用発電設備 (避難所 小中学校)</td> <td>軽油</td> <td>17</td> <td>3.4</td> <td>1 日 16 h × 7 日=112 h</td> <td>6, 474</td> </tr> <tr> <td>発電機 (各コンテナ型 防災備蓄倉庫等)</td> <td>ガソリン</td> <td>60</td> <td>0.77</td> <td>1 日 12 h × 7 日=84 h</td> <td>3, 881</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 市の資料に基づき当省が作成した。</p> <p>② 災害拠点病院への側面支援の観点から、各病院の自家発電設備に必要な燃料を、上記①同様、病院ごとに試算。なお、1日当たりの稼働時間を 24 時間とし、その 3 日分 (1 日 24 h × 3 日=72 h) を想定稼働時間として予測。</p> <p>③ 公用車の運用に必要な燃料は、通常より多くの稼働が予測されるため、1か月程度の消費量が必要と想定し、過去 2 年間の消費実績から、月平均を算出し、当該月平均量を災害時の必要量として位置付け。</p> <p>④ 上記①、②及び③から、災害時に最低限必要となる燃料は、次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="379 1816 1362 2029"> <thead> <tr> <th rowspan="2">燃料種類</th> <th colspan="2">非常用発電設備等の必要量 (ℓ)</th> <th rowspan="2">緊急車両、公用車の必要量 (ℓ)</th> <th rowspan="2">合 計 (ℓ)</th> </tr> <tr> <th>市施設・資機材等 (7 日分を想定)</th> <th>災害拠点病院関係 (3 日分を想定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン</td> <td>9, 127</td> <td></td> <td>4, 972</td> <td>14, 099</td> </tr> <tr> <td>軽油</td> <td>70, 837</td> <td>15, 128</td> <td>6, 688</td> <td>92, 653</td> </tr> <tr> <td>灯油</td> <td>25, 617</td> <td></td> <td></td> <td>25, 617</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 市の資料に基づき当省が作成した。</p>	発電設備等	燃料種類	個数 (基) (a)	燃料消費量 (ℓ/h) (b)	想定稼働時間 (h) (c)	必要燃料量 (ℓ) (a×b×c)	非常用発電設備 (市役所本庁)	灯油	1	61	1 日 24 h × 7 日=168 h	10, 248	非常用発電設備 (避難所 小中学校)	軽油	17	3.4	1 日 16 h × 7 日=112 h	6, 474	発電機 (各コンテナ型 防災備蓄倉庫等)	ガソリン	60	0.77	1 日 12 h × 7 日=84 h	3, 881	燃料種類	非常用発電設備等の必要量 (ℓ)		緊急車両、公用車の必要量 (ℓ)	合 計 (ℓ)	市施設・資機材等 (7 日分を想定)	災害拠点病院関係 (3 日分を想定)	ガソリン	9, 127		4, 972	14, 099	軽油	70, 837	15, 128	6, 688	92, 653	灯油	25, 617			25, 617
発電設備等	燃料種類	個数 (基) (a)	燃料消費量 (ℓ/h) (b)	想定稼働時間 (h) (c)	必要燃料量 (ℓ) (a×b×c)																																										
非常用発電設備 (市役所本庁)	灯油	1	61	1 日 24 h × 7 日=168 h	10, 248																																										
非常用発電設備 (避難所 小中学校)	軽油	17	3.4	1 日 16 h × 7 日=112 h	6, 474																																										
発電機 (各コンテナ型 防災備蓄倉庫等)	ガソリン	60	0.77	1 日 12 h × 7 日=84 h	3, 881																																										
燃料種類	非常用発電設備等の必要量 (ℓ)		緊急車両、公用車の必要量 (ℓ)	合 計 (ℓ)																																											
	市施設・資機材等 (7 日分を想定)	災害拠点病院関係 (3 日分を想定)																																													
ガソリン	9, 127		4, 972	14, 099																																											
軽油	70, 837	15, 128	6, 688	92, 653																																											
灯油	25, 617			25, 617																																											

地方公共団体名	内 容												
	<p>⑤ 災害時に必要となる燃料を全て確保し貯蔵した場合、燃料の品質劣化の問題が生じるため、平常時は公用車等で備蓄燃料を使用し6か月以内に循環させることとし、平常時の使用量を基に、次のとおり、燃料種類ごとに備蓄の基準容量を決定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガソリン：月平均使用量が5,000ℓであることから、3万ℓ程度までの貯蔵であれば6か月以内の循環は可能。よって、災害時に必要となる1万4,000ℓ程度を備蓄の基準容量とする。 ・ 軽油：月平均使用量が7,000ℓであることから、災害時に必要となる約9万ℓを6か月以内に循環させることは困難。よって、6か月間の使用量である4万2,000ℓ程度を備蓄の基準容量とする。 ・ 灯油：月平均使用量が4,700ℓであることから、2万8,200ℓまでの貯蔵であれば6か月以内の循環は可能。よって、災害時に必要となる2万5,000ℓ程度を備蓄の基準容量とする。 <p>⑥ 上記⑤の基準容量を基に検討した結果、休業中の給油所を買収し、ガソリン2万ℓ、軽油4万ℓ、灯油2万ℓの確保を図っている。</p>												
高知県	<p>○ 県では、南海トラフ地震に伴う地盤沈下や津波により、高知市の中心市街地などが広範囲かつ長期間に浸水することが想定されるため、平成22年から長期浸水被害への防災対策の検討を行っており、25年3月、その結果を取りまとめている。</p> <p>○ 上記検討の中では、燃料対策についても検討しており、災害時の燃料供給方針を次のとおりとし、災害時の燃料の需要量と供給量の比較等を行っている。</p> <p>① 発災時からの時系列的な段階（フェーズ）を、発災直後の「フェーズ1」、津波注意報解除後、止水・排水作業が開始される「フェーズ2」、排水が完了し本格的な復旧活動が開始される「フェーズ3」の3段階に分け、各段階の燃料の使用目的及び燃料提供先を検討</p> <table border="1" data-bbox="375 1211 1410 1805"> <thead> <tr> <th>段 階</th> <th>燃料の使用目的</th> <th>燃料提供先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フェーズ1</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水域以外の陸域部での人命救助を主体とした活動や被害調査のための活動用燃料 ・ 孤立地域からの救助や物資輸送のための船舶用燃料 ・ 生命維持装置等の医療機器や暖房用の非常用電源のための燃料 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人命救助活動を主体としている消防署、警察署 ・ 救助用船舶を管理している海上保安庁、消防署 ・ 被害調査を実施する行政機関（県、市町村、国土交通省、海上保安庁） ・ 非常用電源の燃料として医療機関 </td> </tr> <tr> <td>フェーズ2</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災活動や緊急復旧活動関連機関用の燃料 ・ 浸水域の解消策として排水機場や排水ポンプ車用の燃料 ・ 生命維持装置等の医療機器や暖房用の非常用電源のための燃料 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災、復旧活動を行う県、市町村、消防署、警察署、国土交通省、海上保安庁、ライフライン関係機関 ・ 排水機場や排水ポンプ車を管理している国土交通省、県、市町村 ・ 非常用電源の燃料として医療機関 </td> </tr> <tr> <td>フェーズ3</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災活動や緊急復旧活動関連機関用の燃料 ・ 救援物資輸に資する運送会社の燃料 ・ 生命維持装置等の医療機器や暖房用の非常用電源のための燃料 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災、復旧活動を行う県、市町村、消防署、警察署、国土交通省、海上保安庁、ライフライン関係機関 ・ 非常用電源の燃料として医療機関 ・ 救援物資を輸送する運送会社 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 県の資料による。</p> <p>② 上記①の想定に基づき、関係機関へのアンケートにより、フェーズごとに、ガソリン、軽油、重油及び灯油の一日当たりの各必要量（需要量）を推計。また、フェーズごとに、関係機関の備蓄量及び浸水区域外の給油所の残留量から供給量を推計。需要量と供給量を比較することにより、各フェーズの燃料の不足量等を試算。</p>	段 階	燃料の使用目的	燃料提供先	フェーズ1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水域以外の陸域部での人命救助を主体とした活動や被害調査のための活動用燃料 ・ 孤立地域からの救助や物資輸送のための船舶用燃料 ・ 生命維持装置等の医療機器や暖房用の非常用電源のための燃料 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人命救助活動を主体としている消防署、警察署 ・ 救助用船舶を管理している海上保安庁、消防署 ・ 被害調査を実施する行政機関（県、市町村、国土交通省、海上保安庁） ・ 非常用電源の燃料として医療機関 	フェーズ2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災活動や緊急復旧活動関連機関用の燃料 ・ 浸水域の解消策として排水機場や排水ポンプ車用の燃料 ・ 生命維持装置等の医療機器や暖房用の非常用電源のための燃料 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災、復旧活動を行う県、市町村、消防署、警察署、国土交通省、海上保安庁、ライフライン関係機関 ・ 排水機場や排水ポンプ車を管理している国土交通省、県、市町村 ・ 非常用電源の燃料として医療機関 	フェーズ3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災活動や緊急復旧活動関連機関用の燃料 ・ 救援物資輸に資する運送会社の燃料 ・ 生命維持装置等の医療機器や暖房用の非常用電源のための燃料 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災、復旧活動を行う県、市町村、消防署、警察署、国土交通省、海上保安庁、ライフライン関係機関 ・ 非常用電源の燃料として医療機関 ・ 救援物資を輸送する運送会社
段 階	燃料の使用目的	燃料提供先											
フェーズ1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水域以外の陸域部での人命救助を主体とした活動や被害調査のための活動用燃料 ・ 孤立地域からの救助や物資輸送のための船舶用燃料 ・ 生命維持装置等の医療機器や暖房用の非常用電源のための燃料 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人命救助活動を主体としている消防署、警察署 ・ 救助用船舶を管理している海上保安庁、消防署 ・ 被害調査を実施する行政機関（県、市町村、国土交通省、海上保安庁） ・ 非常用電源の燃料として医療機関 											
フェーズ2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災活動や緊急復旧活動関連機関用の燃料 ・ 浸水域の解消策として排水機場や排水ポンプ車用の燃料 ・ 生命維持装置等の医療機器や暖房用の非常用電源のための燃料 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災、復旧活動を行う県、市町村、消防署、警察署、国土交通省、海上保安庁、ライフライン関係機関 ・ 排水機場や排水ポンプ車を管理している国土交通省、県、市町村 ・ 非常用電源の燃料として医療機関 											
フェーズ3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災活動や緊急復旧活動関連機関用の燃料 ・ 救援物資輸に資する運送会社の燃料 ・ 生命維持装置等の医療機器や暖房用の非常用電源のための燃料 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災、復旧活動を行う県、市町村、消防署、警察署、国土交通省、海上保安庁、ライフライン関係機関 ・ 非常用電源の燃料として医療機関 ・ 救援物資を輸送する運送会社 											

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (4) - イ - ② 実地調査した 29 都道府県及び 168 市町において災害時の円滑な給油のための方策を検討している例

地方公共 団体名	内 容
北 海 道	<p>○ 道は、平成 23 年 12 月 26 日、北海道石油業協同組合連合会との間で、石油類燃料の供給等に関する協定を締結した。当該協定においては、災害時の北海道からの要請に対して、北海道石油業協同組合連合会の会員となっているサービス・ステーション（給油取扱所）が燃料の供給を行うこととされている。</p> <p>○ 道及び北海道石油業協同組合連合会は、締結した協定の実効性を確保する観点から、平成 24 年 9 月、サービス・ステーションの従業員が災害時の対応を十分理解することを目的としたマニュアルを作成し、この中で、災害時の優先給油の順位の例として、①緊急車両等（消防、警察、災害復旧、病院関係車両等）、②高齢者や障がい者等の災害時要援護者、③一般車両の順を示している。</p> <p>○ また、東日本大震災におけるサービス・ステーションの取組事例を参考として、次のとおり、給油を行う際の留意点を記載している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">給油時の留意点(抜粋)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 在庫量、供給量(供給が止まっていれば再開の見込み)を確認し、需要量を確保できないようであれば供給制限や緊急車両等以外への給油停止等の判断をしましょう。 給油を制限する場合は、一定量・定額にするとよいでしょう。 給油制限や料金の告知等は道路からよく分かるように大きく掲示し理解を求めましょう。 2 燃料供給の要請には周囲のサービス・ステーションと協力し、できる限り応えましょう。 3 冬期の暖房用灯油の給油については、人命に関りますので速やかに対応しましょう。 4 災害等で燃料の不足が予測される場合、サービス・ステーション周辺に交通障害が発生するおそれがあります。整理券の配布等で回避することを検討しましょう。 5 代金の支払い等について、後日トラブルとならないよう、必要な場合は、車両番号や連絡先等をメモしておきましょう。 <p>(注) 道の資料に基づき当省が作成した。</p> </div> <p>○ 作成されたマニュアルは、北海道石油業協同組合連合会の会員約 1,400 施設に配布されたほか、平成 24 年 10 月、マニュアルの理解を深めるため、道は、同連合会の 18 支部でサービス・ステーション従業員等を対象にマニュアルの説明会を行っている。</p>
茨 城 県	<p>○ 県では、平成 17 年に県石油業協同組合と協定を締結し、大規模災害時には、災害対応に係る緊急通行車両への優先的給油を要請することとしていたが、東日本大震災時は、同組合と連絡が取れなかったこと、事前に県民への広報や対象車両の指定ができなかったことにより、給油の協力を得られた給油所で混乱が起きるなどの課題が発生した。</p> <p>○ これを踏まえ、県では、平成 25 年に協定を改定し、優先給油を行う給油所、対象となる車両及び施設の事前指定、県及び同組合で連絡担当者、連絡手段等の情報共有を図るなどの対策を行うこととした。</p>
高 知 県	<p>○ 東日本大震災において、警察や消防など、一目で緊急車両と判断できる車両の燃料は、優先的に給油されたが、それ以外の行政機関のパトロール車やライフライン復旧に従事する民間車両等は、一般車両と区別がつきにくく、トラブルの原因となったことから、防災関係機関や災害復旧に従事する車両に対しては、県単位で統一したデザインのステッカーをボンネットや左右のドアに貼り付けること等を検討していくことにしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。